

第4次安曇野市行財政改革大綱

・

アクションプラン

令和2年（2020年）4月

安曇野市

目 次

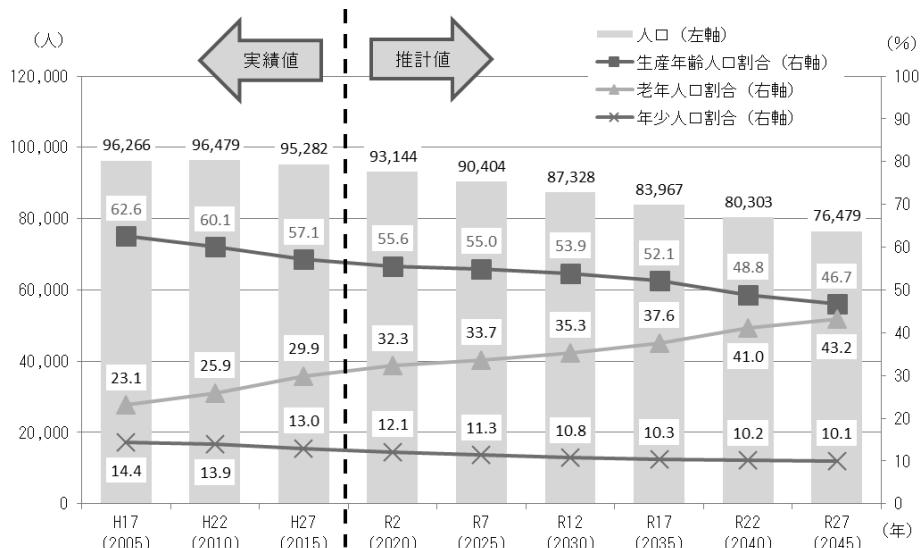
| | |
|--------------------------------|----------|
| 第1 安曇野市を取り巻く状況 | 1 |
| 1 人口推計..... | 1 |
| 2 財政計画..... | 1 |
| 第2 第4次行財政改革大綱の必要性 | 2 |
| 第3 第4次行財政改革大綱の考え方 | 3 |
| 1 第4次行財政改革大綱の役割..... | 3 |
| 2 改革を推進するにあたっての基本理念と基本方針..... | 3 |
| 3 改革を推進していくための重点項目..... | 4 |
| 4 取組期間..... | 6 |
| 5 アクションプランの設定・推進..... | 6 |
| 6 取組結果の評価..... | 7 |
| 第4 アクションプラン | 8 |

第1 安曇野市を取り巻く状況

1 人口推計

安曇野市（以下「本市」という。）の人口は平成22年（2010年）をピークに減少に転じ、今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途を辿ることが推計されます。

この推計から、社会保障費の増加や年少人口及び生産年齢人口の減少による税収の減少、地域経済の縮小や地域産業の衰退、雇用機会の減少による地域活力の低下といった課題が見えてきます。



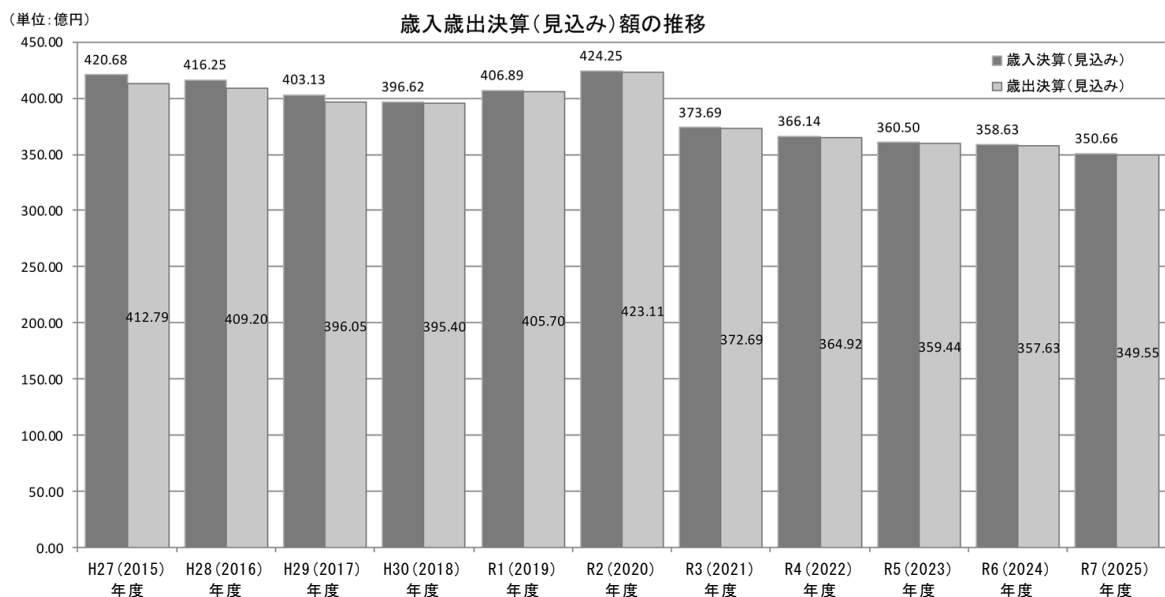
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

2 財政計画

歳入面では、市税の減少や地方交付税の減額が見込まれる中で、市債の発行や基金等を活用するとともに、さらなる自主財源の確保が必要となります。

また、歳出面においても、事業の「選択と集中」により、限られた財源を有効に活用していく必要があります。

特に、安曇野市まちづくり計画に基づく財政計画によると、令和7年度（2025年度）までに基金残高の縮減が見込まれていることから、効率的で質の高い行政運営が求められています。



出典：安曇野市まちづくり計画に基づく財政計画

第2 第4次行財政改革大綱の必要性

行財政改革の取組みは、尽きることのない行政課題と捉え、合併以前の旧5町村当時からそれぞれに取組んできました。

そして、平成17年（2005年）10月1日の合併を究極の行財政改革の機会と捉え、平成18年（2006年）から3次にわたり行財政改革大綱を策定し、行政サービスを構成する事務事業の統合や見直し、行政サービスを提供する組織のスリム化や職員数の適正化を進めてきました。

しかし、人口減少と少子高齢化の進展による地域経済の縮小や生産年齢人口の減少に加え、地方交付税の減額により市の歳入が縮減する一方で、医療や福祉等の社会保障費や老朽化していく公共施設等の更新・維持管理費等歳出の増加が見込まれることから、財政状況はますます厳しくなると予想されます。

また、高度化する市民ニーズや多様化する地域課題へ対応するためには、地域で生活するすべての人々と行政が、今まで以上に連携を深めるとともに、職員自身にも時代の流れを読み、課題解決のために必要な施策を立案する能力が一層求められています。

こうした状況を踏まえ、魅力ある基礎自治体として本市が持続していくには、健全財政の堅持、市民に寄り添った行政活動の更なる探求と実践が重要であり、そのためにも第4次行財政改革大綱を策定し、不退転の決意をもって行財政改革に取り組むことが必要です。

○第1次～第3次行財政改革の取組

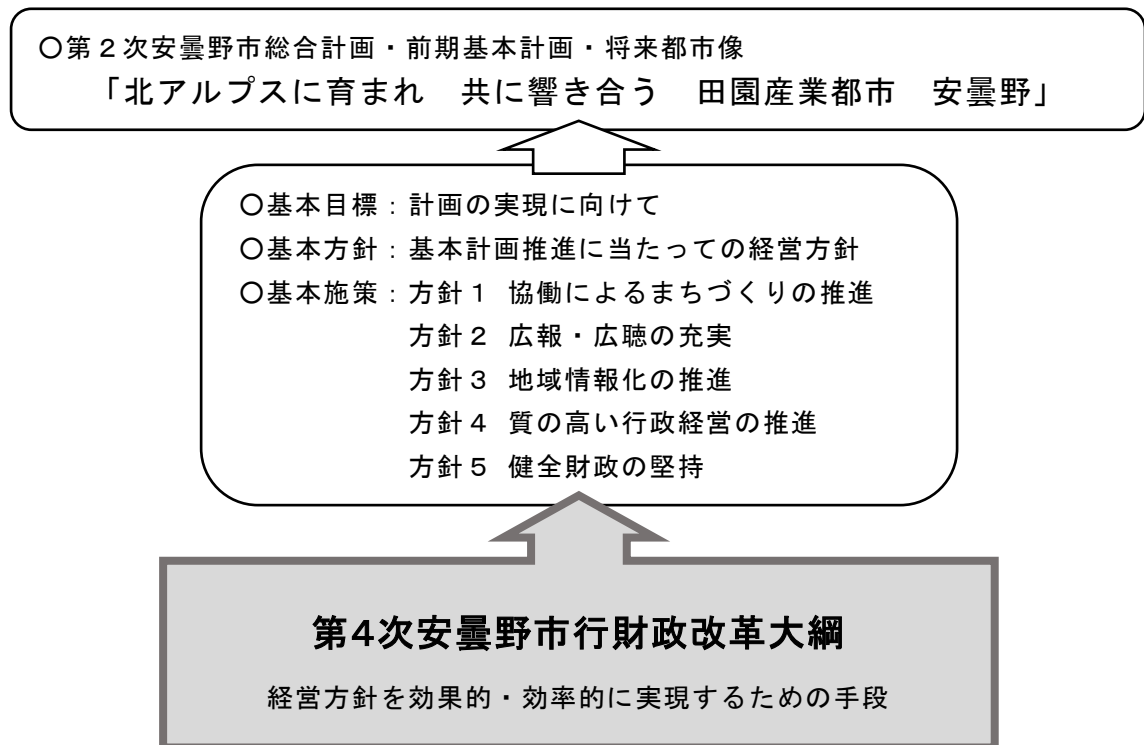
| 計画 | 期間 | 基本理念 | 基本方針 | 重点項目 |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次 | H18 ～ H21 | ○社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政システムを確立します。 ○行政自らが行財政運営全般にわたって検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げることができる行政運営システムを確立します。 | I 市民と協働し、市民に信頼される市政の実現 II 市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現 III スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現 | (1)市民との協働による市政の推進 (2)健全な財政基盤の確立 (3)職員管理・給与の適正化 (4)業務の効率化 (5)スリムで柔軟な組織・人事体制の構築 (6)公共施設の効果的利用 |
| 第2次 | H22 ～ H26 | ○市民の視点に立ち、行政経営の向上を目指す | I 市民とともに進める行政経営の実現 II 簡素で効率的な行政経営の実現 III 市民満足度の高い行政サービスの実現 | (1)市民との協働体制推進 (2)本庁機能と総合支所機能の見直しと組織体制の確立 (3)業務の効率化 (4)公的施設の効果的利用 (5)健全な財政基盤の確立 |
| 第3次 | H27 ～ R1 | ○発展・持続可能なまちづくりに向けて | I 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり II 市民との協働のまちづくりの推進 III 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」 | (1)総合計画のマネジメント (2)情報の適正管理とIT改革 (3)人口減少抑制策と自主財源の確保 (4)「区」の充実 (5)「自治基本条例」の制定 (6)職員の育成 (7)健全財政の維持 (8)公共施設の再配置 |

第3 第4次行財政改革大綱の考え方

1 第4次行財政改革大綱の役割

本市では、市の最上位計画である「第2次安曇野市総合計画」を実現するために5つの経営方針を定めました。

第4次行財政改革大綱は、これらの経営方針を効果的かつ効率的に推進するために策定するものです。



2 改革を推進するにあたっての基本理念と基本方針

(1) 基本理念

職員の資質向上と将来を見据えた戦略的な行政経営を図り、市民満足度の向上と行財政基盤の強化を目指します。

(2) 基本方針

「基本理念」を踏まえた中で改革を推進していくために、次の3つの基本方針を柱と位置づけ、各柱に沿った改革に取り組めます。

| 基本方針 | 第2次総合計画（基本施策）の方針 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| I 合理的かつ質の高い行政経営の実現 | 方針3 地域情報化の推進 方針4 質の高い行政経営の推進 方針5 健全財政の堅持 |
| II みんなが行動し、互いに支え合い、助け合い、補い合う協働のまちづくりの推進 | 方針1 協働によるまちづくりの推進 方針2 広報・広聴の充実 方針5 健全財政の堅持 |
| III 経営視点に立ち、市民のニーズに的確に対応できる行政サービスの提供 | 方針4 質の高い行政経営の推進 |

3 改革を推進していくための重点項目

「基本理念」「基本方針」を踏まえる中で、重点的に取組んでいく項目を示します。

基本方針 I

合理的かつ質の高い行政経営の実現

(1) ICT（情報通信技術）の利活用の推進

第1次安曇野市情報化基本方針に則り、飛躍的に進歩しているICTを活用し、国税のe-Taxに代表されるような行政手続きの電子化を推進するとともに、市の行政手続きの簡略化に取り組むことで市民の利便性の向上を図ります。

また、ICTの利用により事務の効率化に取り組むとともに、個人情報流出やシステムの停止等につながるサイバーリスクに備えるため、情報セキュリティの一層の強化、向上に努めます。

(2) 事務事業の見直し

市民目線で事業の効果等を検証し、市民が求める事務事業の「選択」とその事務事業への「集中的な投資」といった視点から見直しを進め、市民ニーズと乖離するものや目的を達成したものについては、見直しもしくは縮減・廃止といった方向も積極的に検討し、定型的な業務であってもBPR^{*1}を意識し、見直しを進め、「働き方改革」を推進します。

(3) 民間活力の活用

行政サービスの向上と行政の効率的な運営を図るため、これまでも事務事業の民間委託を実施し、一定の成果を上げてきました。今後もより質の高い行政サービスの提供と業務の効率化を図るために、民間委託の導入による効果を検証し、民間の能力や専門知識等を活用することで効果が見込める事務事業については、積極的に行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うPPP^{*2}の導入を推進します。

(4) 公共施設等のマネジメント

公共施設や上下水道、道路、橋梁といったインフラ資産を更新・維持管理していくには多額の費用を必要とすることから、公共施設やインフラ資産は適切な管理と長寿命化を図ることで、市民の安全・安心を確保します。

また、公共施設については、公共施設再配置計画の確実な履行に努め、総量の圧縮や転用を推進し、施設の更新・維持管理に係る経費の削減を図ります。

※1 BPR

ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineering）の略。
既存の業務の過程（プロセス）を根本的から見直し、無駄や不合理を省き、業務の最適化を図る手法。業務改革のこと。

※2 PPP

パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略。
公共サービスの提供に行政と民間が協力して行う枠組み、「官民連携」とも呼ばれる。民間の資本やノウハウを活用し、公共サービスの向上や効率化を目指すものとされている。代表的なものにPFI、アウトソーシング、指定管理者制度等がある。

(5) 健全財政の堅持

地方公共団体の財政の健全化を示す指標である「健全化判断比率」^{※3}について、本市は全ての指標において健全化を示す範囲内にあります。

しかし、県内19市で比較すると、本市以上に指標値が良好な市が多くあることから、自主財源の確保のため、税収の増加が期待できる市内事業者の規模拡大や市外事業者の進出を横断的にサポートする体制づくりに努めるとともに、創意工夫による経費削減を図り、財政健全化に向けた取組みをさらに強化します。

基本方針Ⅱ

みんなが行動し、互いに支え合い、助け合い、補い合う協働のまちづくりの推進

(6) 協働によるまちづくりの推進

隣近所の助け合いである「共助」の精神をより育むため、地域コミュニティの役割についての啓発に取組むとともに、区への加入や地区公民館活動に積極的に参加しやすい環境づくりを推進します。

また、高度化する市民ニーズや多様化する地域課題を解決するため、行政だけでなく、市民や自治会、地区公民館、社会福祉協議会、NPO、民間事業者などそれぞれの特性を生かした連携の強化を図ります。

(7) 高齢者の生きがいづくり

老年人口が増えてきていることから、高齢者が元気で生きがいを持ち、多様な能力を活かして活躍できる環境づくりを進めます。

また、健康増進や介護予防を目的として、現在、実施している「アクティブシニアがんばろう事業」のように、高齢者が元気で暮らしながら健康長寿の延伸につながる取組みを強化します。

(8) 広報・広聴の充実

市政への市民参加を促すため、広報やホームページ、SNSなどの情報ツールを十分活用し、わかりやすく、タイムリーな情報を積極的かつ迅速に発信するとともに情報収集にも努めます。

また、広報やホームページを作成する際は、市民目線に立ち、わかりやすく丁寧な情報発信を心掛けます。

(9) 人口減少抑制の取組み

安心して妊娠、出産ができる子育て支援や恵まれた自然環境を最大限に活用した信州型自然保育といった特色ある取組みを推進し、それらの情報を積極的に発信します。

また、創業支援や工場用地の造成による事業所の誘致など若者や女性が働く場所の確保を図り、移住定住の促進に取組みます。

※3 健全化判断比率

自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標のこと。中でも、実質公債費比率は、自治体の年間の収入に対し、借金返済額が占める割合を示す数値で、借金を返し始める(償還を開始する)時期で大きく変化するため、過去3年間の平均を比較する。

基本方針Ⅲ

経営視点に立ち、市民のニーズに的確に対応できる行政サービスの提供

(10) 職員の育成

市職員は住民全体の奉仕者として信頼されるためにも、安曇野市人材育成基本方針に掲げた職員像を目指し、政策の企画立案力やコミュニケーション力、業務改善力などの研鑽に励み、職員一人ひとりの能力の向上に努めるとともに、高度化する市民ニーズに応えるため、専門的な知識を備えた職員の育成に向け、複線型昇任制度^{※4}を創設します。

また、市民に向き合い市民の信頼に応える行政運営を図るため、常にコストを意識する経営的な視点を持ち、法令や倫理を遵守する職員を育成します。

(11) 地域活動への参加

高度化する市民ニーズや多様化する地域課題を把握し、的確に応えていくためには、職員自身がそれらを敏感に感じ取る姿勢が必要なことから、消防団や地域行事等へ積極的に参加するとともに地域と行政のパイプ役を担うように努めます。

また、職員がそうした行動を実践できる職場環境づくりに取り組みます。

4 取組期間

本大綱に基づく取組期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

5 アクションプランの設定・推進

基本理念を実現するために体系化した基本方針及び重点項目の達成に向け、あるべき姿（目標）と取組内容、その効果等を定めたアクションプランを策定します。

その目標設定においては、取組みの状況が分かるよう客観的な成果を表すアウトカム指標^{※5}でKPI（重要業績評価指標）^{※6}を設定します。

また、KPIが設定できない取組みについては、できうる限り「どのような状況・状態を作れば良いか」という達成状況を具体的に明記します。

なお、アクションプランの推進にあたっては、担当部署が責任を持ち、PDCAサイクル^{※7}による進捗管理を行います。

※4 複線型昇任制度

職員の適正・能力や希望に応じて、専門性の高い部署を中心に従事し、専門知識・技術を活かして活躍できるように、職員が自らのキャリア選択を可能とする制度のこと。

※5 アウトカム指標

施策や事業を実施することによって発生する効果や成果を数値化したもの。施策等を実施したことによって直接発生した活動量や結果などを数値化したものはアウトプット指標とされている。

※6 KPI（重要業績評価指標）

キイ・パフォーマンス・インディケーター（Key Performance Indicator）の略。進捗状況を定量的に評価するために設定する指標のこと。

※7 PDCAサイクル

〔計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→改善（Action）〕の頭文字をとったもの。計画を実施し、その結果を検証した後、改善や更なる次の施策に結び付け、その結果を次の計画に活かす継続的な仕組みのこと。

6 取組結果の評価

アクションプランの進捗状況と評価については、その状況を取りまとめ、有識者や民間諸団体の代表者等で構成する「行政改革推進委員会」に諮り、調査審議を受け、評価をいただくことで実効性のある取組みとします。

また、行政改革推進委員会の評価や社会情勢の変化等により、実施内容の変更が必要な場合や目標の達成が見込めない場合は、その原因を整理し、実施内容や目標の再設定を行います。

なお、進捗状況は市ホームページに掲載し、市民との情報共有に努めます。

第4 アクションプラン

○アクションプランの体系

| 基本理念 | 基本方針 | 重点項目 | アクションプラン |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員の資質向上と将来を見据えた戦略的な行政経営を図り、市民満足度の向上と行財政基盤の強化を目指す | Ⅰ 合理的かつ質の高い行政経営の実現 | (1) ICT（情報通信技術）の利活用の推進 | ①情報セキュリティ対策の強化 ②e-Tax 及び eLTAX による自主申告の推進 |
| | | (2) 事務事業の見直し | ③RPA 導入の推進 ④行政評価の活用 |
| | | (3) 民間活力の活用 | ⑤民間活力導入の推進 ⑥企業サポート事業 |
| | | (4) 公共施設等のマネジメント | ⑦公共施設再配置計画の推進 ⑧橋梁長寿命化修繕計画の推進 ⑨公園施設長寿命化計画の推進 |
| | | (5) 健全財政の堅持 | ⑩実質公債費比率の健全化の堅持 ⑪将来負担比率の健全化の堅持 ⑫収税等収納率の向上 ⑬低未利用財産の整理処分、有効活用 ⑭本庁舎の電力及び灯油使用量の抑制 ⑮安曇野市国民健康保険における医療費の増加抑制（特定健康診査） ⑯安曇野市国民健康保険における医療費の増加抑制（保健指導） |
| | Ⅱ みんなが行動し、互いに支え合い、助け合い、補い合う協働のまちづくりの推進 | (6) 協働によるまちづくりの推進 | ⑰地域力向上支援事業 ⑱協働のまちづくりの推進 ⑲女性が参画できる環境の整備 |
| | | (7) 高齢者の生きがいつくり | ⑳高齢者の生きがいつくりの推進 ㉑介護予防のための自主活動グループの拡大 |
| | | (8) 広報・広聴の充実 | ㉒ホームページの充実 |
| | | (9) 人口減少抑制の取組み | ㉓移住定住促進事業 ㉔しごと創出事業 ㉕U I J ターン就業移住事業 ㉖生産拠点の拡充 |
| | Ⅲ 経営視点に立ち、市民のニーズに的確に対応できる行政サービスの提供 | (10) 職員の育成 | ㉗人材育成基本方針に基づく人材育成に関する取組み ㉘職員の適正な勤務管理 |
| | | (11) 地域活動への参加 | ㉙職員の地域活動への参加の推進 |

○アクションプランの見方

| アクションプラン名 | 担当課 | 取組期間 | 目標・指標 | 取組内容 | 得られる効果 | 第2次総合計画(基本施策)の方針 |
|-------------|--------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|---------------------------------------------------|
| アクションプランの名称 | 担当する課名 | 取組みを行う期間 | 取組期間または取組んだ年に達成すべき目標、達成率等を記載 ※目標設定は、取組状況が分かるよう極力アウトカム指標でKPI(重要業績評価指標)を設定 ※KPIが設定できない取組みについては、できる限り「どのような状況・状態を作れば良いか」という達成状況を具体的に明記 | 主な取組み内容 | アクションプランに取組むことで得られる効果・結果 | アクションプランに 関係する第2次安曇野市総合計画の 経営方針及び経営方針に対する効果 |

第4次安曇野市行財政改革大綱・アクションプラン一覧

| 基本方針 | 重点項目 | アクションプラン名 | 担当課 | 取組期間 | 目標・指標 |
|--------------------|--------------------------|-------------------------|-------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| I 合理的かつ質の高い行政経営の実現 | (1) ICT (情報通信技術) の利活用の推進 | ①情報セキュリティ対策の強化 | 情報統計課 | 令和2年度～令和6年度 | ①サイバー攻撃によるシステム障害、情報流出等被害：0件/年 ②人的ミスによるセキュリティ事故：0件/年 |
| | | ②e-Tax及びeLTAXによる自主申告の推進 | 税務課 | 令和2年度～令和6年度 | ○申告相談者：3%減/取組期間(基準)平成30年：7,063人 |
| | (2) 事務事業の見直し | ③RPA導入の推進 | 総務課 | 令和2年度～令和6年度 | ○RPA導入業務：10業務/取組期間 |
| | | ④行政評価の活用 | 政策経営課 | 令和2年度～令和6年度 | ○市民意識調査における安曇野市での生活に概ね満足と回答した人の割合：10%向上/取組期間(基準)平成30年度：72% |
| | (3) 民間活力の活用 | ⑤民間活力導入の推進 | 総務課 | 令和2年度～令和6年度 | ○民間活力導入事業：1事業以上/年 |
| | | ⑥企業サポート事業 | 商工労政課 | 令和2年度～令和6年度 | ○経営基盤強化支援：10社/年 |
| | (4) 公共施設等のマネジメント | ⑦公共施設再配置計画の推進 | 総務課 | 令和2年度～令和6年度 | ○譲渡又は廃止する施設：34施設/取組期間 令和2年度：14施設 令和3年度：6施設 令和4年度：4施設 令和5年度：6施設 令和6年度：3施設 |
| | | ⑧橋梁長寿命化修繕計画の推進 | 建設課 | 令和2年度～令和6年度 | ①定期点検：761橋/取組期間 ②修繕工事：5橋/年 |
| | | ⑨公園施設長寿命化計画の推進 | 都市計画課 | 令和2年度～令和5年度 | ○公園施設の更新数：5施設/年 ※取組期間は公園施設長寿命化対策支援事業と整合させている。 |

| 取組内容 | 得られる効果 | 第2次総合計画(基本施策)の方針 |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①システム脆弱性対策 ②セキュリティ意識の醸成、研修会の実施 及びe-ラーニング受講とりまとめ | ○システム障害、情報漏えいによる市民サービス低下及び組織としての信用失墜リスクの低減を図ることができる。 | 方針3 地域情報化の推進 情報セキュリティ対策を強化し、情報化への市民理解や信頼を向上させることで、地域情報化の推進を図ることができる。 |
| ○国税庁が進めるe-Tax(国税電子申告・納税システム)による電子申告(自主申告)の啓発 ○市税データと国税データの連携の推進 | ○納税義務者の利便性が向上する。 ○自主申告の推進による納税意識の向上を図ることができる。 ○申告相談事務の省力化及び効率化を図ることができる。 | 方針3 地域情報化の推進 市民にICTを活用する有意性を理解いただくことで、地域情報化の推進を図ることができる。 |
| ○定型業務を自動化させるRPA(Robotic Process Automation)の導入できる業務の検討及び導入 | ○定型的な業務の省力化及び効率化による事務量の軽減、入力ミスの減少を図ることができる。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 RPAを導入することで、人的ミスの防止と職員の効果的・効率的活用を図ることができる。 |
| ○PDCAサイクルの確実な実施 | ○市民満足度の向上及び行財政のスリム化を図ることができる。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 行政評価により、事務事業の最適化に向けた見直しをすることで、経営資源の効果的・効率的な活用を図ることができる。 |
| ○アウトソーシングや指定管理者制度等民間活力を導入できる業務の選定及び導入の促進 | ○経費の削減及び事務処理の効率化を図ることができる。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 民間が持つノウハウを活用することで、市民サービスの向上と経営資源の効果的・効率的な活用を図ることができる。 |
| ○(一社)あづみ野産業振興支援センターと連携した企業課題に対する支援及び助成 | ○経営競争力を強化し、持続可能な企業の創出を図ることができる。 ○工業振興ビジョンが目指す「豊かな自然と技術の共生がリーディング企業を生み出すテクノパーク安曇野」の実現を図ることができる。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 方針5 健全財政の堅持 中小企業の抱える課題を支援することで、市民ニーズに沿ったサービスを図ることができ、経営が改善されることで自主財源の確保にもつながる。 |
| ○公共施設再配置計画10年計画案の進捗管理による計画の推進 | ○公共施設の総量を圧縮していくことにより施設の更新及び維持管理に係る経費(普通建設事業費、施設管理費等)の削減を図ることができる。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 公共施設の活用を見直すことで、経営資源の効果的・効率的な活用を図ることができる。 |
| ①近接目視による点検 ②長寿命化に向けた修繕工事の実施 | ①道路法施行規則に基づく点検により、損傷を早期に発見することで、道路利用者の安全確保に向けた対策が講じられる。 ②予防保全的な対策を行うことにより、橋梁の延命が図ることができ、また、損傷が大きくなる前に修繕することで架け替え費用の低減と分散を図ることができる。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 長寿命化により施設機能を適切に維持・管理することで、市民の安全・安心が確保される。 |
| ○社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)の活用による、老朽化した公園施設更新の実施 | ○地域コミュニティの場である公園を安全・安心な利用ができる。 ○市民ニーズに即したサービスの実現が推進される。 | 方針4 質の高い行政経営の推進 長寿命化により施設機能を適切に維持・管理することで、市民の安全・安心が確保される。 |

| 基本方針 | 重点項目 | アクションプラン名 | 担当課 | 取組期間 | 目標・指標 |
|--------------------|-------------|---------------------------------|-------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 合理的かつ質の高い行政経営の実現 | (5) 健全財政の堅持 | ⑩実質公債費比率の健全化の堅持 | 財政課 | 令和2年度～令和6年度 | ○財政計画に示す各年次数値 令和2年度：10.2% 令和3年度：10.9% 令和4年度：11.3% 令和5年度：11.5% 令和6年度：11.6% |
| | | ⑪将来負担比率の健全化の堅持 | 財政課 | 令和2年度～令和6年度 | ○類似団体(Ⅱ-1)平均値以下 (参考) 平成30年度：53.0% |
| | | ⑫収税等収納率の向上 | 収納課 | 令和2年度～令和6年度 | ○各年次の目標数値 (参考) 平成30年度：現年 99.08% 滞繰 24.76% 令和2年度：現年 99.10% 滞繰 22.50% 令和3年度：現年 99.20% 滞繰 22.50% 令和4年度：現年 99.30% 滞繰 22.50% 令和5年度：現年 99.40% 滞繰 22.50% 令和6年度：現年 99.50% 滞繰 22.50% |
| | | ⑬低未利用財産の整理処分、有効活用 | 財産管理課 | 令和2年度～令和6年度 | ○土地売却：2件/年 |
| | | ⑭本庁舎の電力及び灯油使用量の抑制 | 財産管理課 | 令和2年度～令和6年度 | ○電気・灯油使用量：5%減/取組期間 (基準) 平成28年度 空調システム最適化前 電気：1,360,000kWh 灯油：47,300L |
| | | ⑮安曇野市国民健康保険における医療費の増加抑制(特定健康診査) | 国保年金課 | 令和2年度～ ※令和5年度 | ○特定健康診査受診率：60%/取組期間 (参考) 平成30年度：48.2% (速報値) ※取組期間は第3期安曇野市国民健康保険特定健康診査等実施計画と整合させている。 |
| | | ⑯安曇野市国民健康保険における医療費の増加抑制(保健指導) | 健康推進課 | 令和2年度～ ※令和5年度 | ○特定保健指導実施率：60%/取組期間 (参考) 平成30年度：52.3% (速報値) ※取組期間は第2期安曇野市国民健康保険保健事業実施計画と整合させている。 |

| 取組内容 | 得られる効果 | 第2次総合計画(基本施策)の方針 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ○財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)による健全化判断比率の算出 | ○将来の公債費負担を抑制し、市民に必要な行政サービスの提供を継続することができる。 ○新たな財政需要や課題に対して対応していく財源留保を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 実質公債比率を今以上に改善することで健全財政の堅持を図ることができる。 |
| ○財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)による健全化判断比率の算出 | ○健全財政を堅持していくため、将来負担の試算を行うことにより、健全化の堅持を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 将来負担比率を今以上に改善することで健全財政の堅持を図ることができる。 |
| ○税負担の公平性と自主財源確保の観点から年間計画に基づく滞納整理(差押による強制換価処分等)の実施 ①現年度重視の徴収体制の強化 ②新規滞納者の増加抑制(時間的経過を与えない取組み) ③滞納者への納付誓約、計画納付の促進 ④公平性を確保するため「差押」等の滞納処分の積極的な実施 ⑤公売(動産、不動産)の強化 ⑥その他収納率向上の取組みの実施 | ○税負担の公平性の確保及び自主財源の確保を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 高い収納率を確保することで、健全財政の堅持を図ることができる。 |
| ○未利用地の積極的な売却 | ○自主財源の確保、維持管理に係る経費及び業務量の削減を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 維持管理に係る経費を削減することで、歳出の抑制を図ることができる。 |
| ○本庁舎の電気及び灯油の使用量の削減 ○不要な照明の消灯及び空調の設定温度の適切な管理 ○クールビズ・ウォームビズの実施 | ○環境負荷の低減及びエネルギーコストの削減を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 電気や灯油の使用料を節約することで、歳出の抑制を図ることができる。 |
| ○特定健康診査受診率を高めるため、被保険者の健康意識の向上 ○受診しやすい環境づくり | ○特定健康診査の受診により、被保険者自らの健康状態を知ることができる。 ○新規受診者の増加により、疾病の早期発見・早期治療、医療費増加の抑制につながる。 | 方針5 健全財政の堅持 市民が自らの健康状況を把握し、生活習慣病の発症や重症化を予防することで、医療費等の増加の抑制を図ることができる。 |
| ○特定健康診査の結果による保健指導対象者への生活習慣病の発症予防・重症化予防のための保健指導 | ○糖尿病性腎症や脳血管疾患等の発症予防・重症化予防につながる。 ○将来に向けた医療費増加の抑制につながる。 | 方針5 健全財政の堅持 市民が自らの健康状況の改善に努め、生活習慣病の発症や重症化を予防することで、医療費等の増加の抑制を図ることができる。 |

| 基本方針 | 重点項目 | アクションプラン名 | 担当課 | 取組期間 | 目標・指標 |
|----------------------------------------|-------------------|----------------------|-----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅱ みんなが行動し、互いに支え合い、助け合い、補い合う協働のまちづくりの推進 | (6) 協働によるまちづくりの推進 | ⑰地域力向上支援事業 | 地域づくり課 | 令和2年度～令和6年度 | ○部制度創設の区数：83区/取組期間 (参考) 平成31年度：33区 |
| | | ⑱協働のまちづくりの推進 | 地域づくり課 | 令和2年度～令和6年度 | ①市と市民活動団体等との協働取組数：50件/年 ②市民活動サポートセンター登録団体数：250団体/取組期間 (参考) 平成31年度：163団体 |
| | | ⑲女性が参画できる環境の整備 | 人権男女共同参画課 | 令和2年度～ ※令和4年度 | ○市の審議会、委員会等各附属機関及び有識者会議への女性の登用率：35%/取組期間 (参考) 平成31年度：28.7% ※取組期間は第3次安曇野市男女共同参画計画と整合させている。 |
| | (7) 高齢者の生きがいづくり | ⑳高齢者の生きがいづくりの推進 | 長寿社会課 | 令和2年度～ ※令和4年度 | ○朗人大学に参加したことにより、新たな友人・知人ができ、朗人大学の時間以外にも交流がある方の割合：65%以上/取組期間 ※取組期間は第3期地域福祉計画と整合させている。 |
| | | ㉑介護予防のための自主活動グループの拡大 | 介護保険課 | 令和2年度～ ※令和4年度 | ○介護予防のための自主活動グループの増加：235グループ/取組期間(5グループ増/年) (参考) 平成30年度：217グループ ※第2次安曇野市総合計画・前期基本計画と整合させている。 |
| | (8) 広報・広聴の充実 | ㉒ホームページの充実 | 秘書広報課 | 令和2年度～令和6年度 | ○市ホームページへの訪問者：100万人/年 |
| | (9) 人口減少抑制の取組み | ㉓移住定住促進事業 | 政策経営課 | 令和2年度～令和6年度 | ○市人口(社会増減)の増加：300人/年 (参考) 平成30年：262人増 |
| | | ㉔しごと創出事業 | 商工労政課 | 令和2年度～ ※令和3年度 | ○新規創業支援件数：10件/年 ※取組期間は認定創業支援等事業計画と整合させている。 |
| | | ㉕U I J ターン就業移住事業 | 商工労政課 | 令和2年度～令和6年度 | ○移住就労世帯数：4件/年 |
| | | ㉖生産拠点の拡充 | 商工労政課 | 令和2年度～令和6年度 | ○市外からの進出企業数：10社/取組期間 |

| 取組内容 | 得られる効果 | 第2次総合計画(基本施策)の方針 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ○各区の地域力向上のための各種支援 | ○地域コミュニティの自立を促すことができる。 ○支え合い助け合う協働による地域社会が構築できる。 | 方針1 協働によるまちづくりの推進 各区の地域力が向上することにより、地域コミュニティの再構築を図ることができる。 |
| ○市民協働事業提案制度 ○つながりひろがる地域づくり事業補助金 ○協働のまちづくり出前講座 ○市民活動サポートセンターにおける情報の収集発信、活動支援、協働コーディネーターなどの実施並びに登録団体の拡充 | ○市民が主体的自主的に市政やまちづくりに参画する基盤づくりとなる。 | 方針1 協働によるまちづくりの推進 市民がまちづくりに参画する基盤をつくることにより、協働によるまちづくりが推進される。 |
| ○審議会及び有識者会議における女性委員の選出依頼 | ○多様な視点から行政運営が進められるための方針決定への女性の参画を図ることができる。 | 方針1 協働によるまちづくりの推進 女性の参画が進むことにより、多様な価値観が共有され、協働に対する市民意識の向上を図ることができる。 |
| ○朗人大学の受講をとおして、仲間と学びながら、生きがいと健康づくりの推進 | ○高齢者が元気で暮らしながら健康長寿の延伸に結びつく。 | 方針1 協働によるまちづくりの推進 高齢者が元気で活躍することで、地域コミュニティが活性化するとともに協働によるまちづくりが推進される。 |
| ○住み慣れた地域で自主的に介護予防活動に取り組む団体等への支援 ○市民の身近な場における介護予防の拠点づくりの推進 | ○地域で高齢者が気軽に集える通いの場を増やす事で高齢者のひきこもりの防止や介護予防への取組み、要支援・要介護状態となることを予防し、地域づくりも踏まえた介護予防が期待できる。 | 方針1 協働によるまちづくりの推進 高齢者が元気で活躍することで、地域コミュニティが活性化するとともに協働によるまちづくりが推進される。 |
| ○利用者にとって、使いやすく分かりやすいホームページへのリニューアルの実施 ○市の知名度やイメージ向上を図るため、魅力発信の充実 ○市の各種計画の取組み状況の分かりやすい公表 | ○市情報の入手が簡易でわかりやすくなることにより、市民サービスの向上を図ることができる。 ○広く市の魅力を発信することで、観光・移住・産業振興、愛着度の形成を図ることができる。 | 方針2 広報・広聴の充実 市政への理解や興味などが高まることで、広報やホームページ等の充実を図ることができる。 |
| ○移住相談、移住セミナー、移住体験、おためし住宅の貸出等の実施 | ○市人口の増加（人口減少の抑制）を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 人口減少を抑制に努めることで、地域活力を維持し、活性化を図ることができる。 |
| ○創業実現セミナー及び創業支援窓口等の若者や女性が起業しやすい環境整備 ○新規起業等に対する支援の実施 | ○創業することにより生まれた新たな産業による雇用が生み出される。 | 方針5 健全財政の堅持 新たな雇用を生み出すことで、自主財源の確保を図ることができる。 |
| ○首都圏から就労を目的とした移住者に対する支援 | ○企業が必要とする人材の確保を移住者の就労と掛け合わせることで、持続可能な企業の育成を図ることができる。 | 方針5 健全財政の堅持 U I J ターンを促すことで、人口減少の抑制を図ることができるとともに、地域活力を維持し、活性化につながる。 |
| ○地域未来投資促進法に基づき、あづみ野産業団地拡張事業の実施 ○開発可能な事業用地が市内に少ないことから、新たな工場用地の造成 ○空き用地や空き工場といった情報の一元化の推進 | ○企業誘致による市民及び就労世代の移住希望者の就業先を確保し、雇用と移住定住が促進される。 | 方針5 健全財政の堅持 新たな雇用を生み出すことで、人口減少の抑制と自主財源の確保を図ることができる。 |

| 基本方針 | 重点項目 | アクションプラン名 | 担当課 | 取組期間 | 目標・指標 |
|------------------------------------|---------------|--------------------------|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ 経営視点に立ち、市民のニーズに的確に対応できる行政サービスの提供 | (10) 職員の育成 | ⑳人材育成基本方針に基づく人材育成に関する取組み | 職員課 | 令和2年度～令和6年度 | ①職員研修満足度及び理解度：80%以上/取組期間 ②通信教育講座受講申込者前年度比：10%増及び受講修了者：85%以上/年 ③係長昇任試験を実施し、受験者の合格者：90%以上/年 |
| | | ㉑職員の適正な勤務管理 | 職員課 | 令和2年度～令和6年度 | ○時間外勤務時間：前年度比3%の縮減/年 |
| | (11) 地域活動への参加 | ㉒職員の地域活動への参加の推進 | 総務課 | 令和2年度～令和6年度 | ○区や分館などが実施する行事に年5回以上参加する職員数の割合：40%/取組期間 |

| 取組内容 | 得られる効果 | 第2次総合計画(基本施策)の方針 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◆職員研修実施計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自ら考え行動できる職員の育成 ○職務、階層別研修の実施 ○人事評価結果に基づく能力向上研修の実施 ○自主研修支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通信教育講座受講の奨励 ◆人事評価制度を活用した人事制度 ○処遇への反映 <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当の成績率に反映 ・昇給、昇格へ反映 ○4級昇格に向けた昇任試験の実施(係長昇任試験) <ul style="list-style-type: none"> ・複線型昇任制度の導入 ○人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の仕事の成果や能力を、公平かつ公正に評価し、本人の主体的能力開発の推進 ・職員研修と連携することで、不足している能力やスキルの習得の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成基本方針に掲げる職員に「求められる能力」「階層別の基本役割」「標準職務遂行能力」を効果的に習得するため職員研修を実施する。また、通信教育講座では、職員が自らの課題に気づき、知識や能力を高めることを常に意識しながら様々な課題や問題を解決する能力を習得できる。 ○人事評価結果を処遇に反映させることで、職員のモチベーションの確保ができる。また、評価結果をフィードバックすることで、不足している能力やスキルなど職員の能力開発につながる事ができる。 | <p>方針4 質の高い行政経営の推進</p> <p>経営資源である職員を育成し、より質の高い行政サービスを提供することで、市民満足度の向上を図ることができる。</p> |
| <p>◆管理監督職のマネジメントの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の在庁管理 <ul style="list-style-type: none"> ・入退庁記録参照システムにより、客観的な記録に基づく勤務時間の把握 ・在庁記録と時間外勤務命令と照合し、時間の乖離を確認 ・命令、実施承認による勤務時間の把握 ・定時退庁日(毎週水曜日)の徹底 ○所属長による時間外命令(事前命令)の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・月30時間、年間150時間以内の時間外勤務の徹底 ・職員の業務管理、進行管理の徹底 ・長時間労働に対する職員の意識改革、時間外勤務時間の縮減や健康、生活に配慮した労働時間の設定 ◆職員研修の実施 ○タイムマネジメント研修の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員の業務管理、進行管理などマネジメントの強化、業務の選択、優先順位の明確化、人員配置の最適化が図れる。また、職員ひとり一人の生産性の向上、意識改革に繋がり、時間外勤務時間の縮減が図ることができる。 ○職員の健康保持、仕事と家庭の両立等、職員が働きやすい職場環境づくりができる。 | <p>方針4 質の高い行政経営の推進</p> <p>働きやすい職場環境を構築し、職員のモチベーションを上げることで、効果的・効率的な行政運営を図ることができる。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○職員へのアンケートによる現状の把握 ○地域活動への参加の啓発を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員が地域活動へ参加し、直接市民ニーズを把握することで、より効果的・効率的で質の高い行政サービスの提供が期待できる。 | <p>方針4 質の高い行政経営の推進</p> <p>職員が積極的に地域活動へ参加し、市民との信頼関係を構築することで、円滑な行政運営を図ることができる。</p> |